

市税の納め忘れはありませんか？

～税の納期内納付にご協力ください～

問い合わせ 納税課 納税管理係 (☎内線334・335)

市税は福祉や教育、生活環境の整備などの市民サービスを充実させるための大切な財源です。

しかし平成29年度末での市税(料)の滞納繰越総額(年度を繰越して未納となっている市税の金額)は7億4千万円にもものぼります。

市税の滞納は、その財源確保に大きな影響を及ぼし、市民サービスに支障をきたすことにもなりかねません。また、督促状や催告書の発送などの余計な経費に税金を使うこととなります。そして何より、きちんと納期内に納付した人の公平性を欠くことでもあるのです。

市税の納め忘れがないかもう一度確認し、納め忘れがあれば、早急に納めてください。

市では、市民の皆さんの納税の公平性を保ち、財源を確保するため、様々な徴収対策を強化しています。

滞納処分実績表

年度	処分件数	換価件数	換価額(円)
平成27年度	750	479	52,511,030
平成28年度	716	587	45,944,438
平成29年度	785	533	50,204,414

滞納処分の流れ

督促・催告

納期限までに納付されない場合、納期限から20日以内に督促状を送付します。

それでも納付されない場合は、訪問をしたり催告書を送付したりします。

※訪問や催告書の送付は、法律に定められているものではありません。滞納の状況や経緯によっては省略されることもあります。



財産調査

金融機関、勤務先、取引先などに対して財産の調査を行います。

滞納処分

国税徴収法などに基づき、預貯金、生命保険、給与、不動産などを差し押さえます。必要があるときは自宅を捜索して、車両や動産を差し押さえます。捜索は同法に基づいて実施するため、裁判所の令状を必要としません。



換価・配当

債権(預金、給与など)は取り立てにより、不動産や動産は公売により換価され、滞納市税に充当されます。

納期限までに納付されない場合は、滞納市税に対して年8.9%の割合で延滞金が加算されます。※数字は平成31年中の割合

本市では滞納処分強化によって取納率はやや上がっています。納期内納付にご協力いただくことで、滞納整理に必要な費用を減らすことができます。

期間入札公売

期間入札公売とは、一定の「入札期間」を定め、その期間内に入札を受け付け、別に設



定された開札期日に開札を行って最高価買受申出人を決定する方法です。

インターネット公売

インターネット公売とは、滞納者から差し押さえた財産をヤブー株式会社運営するインターネットオークションを利用して、売却を行う公売手続です。



納付が困難なときは相談を

事業の休廃止ややむを得ない事情により納付が困難な場合は、猶予制度を受けられることがあります。滞納は放置せず、早めに連絡してください。生活状況などを聞きし、完納に向けた納付計画のご相談に応じます。